

地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集 よくあるご質問（FAQ）【ver. 1.2】

令和6年1月18日 最終更新
内閣府地方創生推進事務局

1. 提案にあたっては、デジタル技術の活用は必須要件か。

→ 今回の提案募集においては、地域が抱える地域課題の解決に直接的に資する規制・制度改革提案を幅広く募集しており、個々のサービスにおけるデジタル技術の活用は要件とはしておりません。

2. デジタル田園健康特区の横展開とのことであるが、例示された分野に限らずどのような分野の取組でも提案可能か。健康・医療分野の提案も可能か。

→ 今回の提案募集は、デジタル田園健康特区の取組で得られた成果を横展開し、健康・医療以外の地域の暮らしを支える分野においても規制・制度改革を進めるために行うものです。そのため、分野を限定せず幅広く規制・制度改革提案を募集しています。また、健康・医療分野に関する提案を行うことも可能です。

3. アーキテクトとはどのような人物か。また、アーキテクトの配置は必須か。

→ アーキテクトとは、地域課題の設定、事業計画の作成など、構想全体を企画する人材です。（例えば、大学教授や、デジタル田園健康特区の場合は医師などがアーキテクトを務めています。）

規制・制度改革の実現と新たなサービスによる地域課題の解決を行っていくためには、アーキテクトのような構想全体を企画することができる人材を中核に、地方公共団体、民間事業者・大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制のもとで取り組むことが重要であり、提案にあたってはこのような推進体制が構築されていることを推奨しますが、必ずしもアーキテクトの配置を提案の要件として求めているものではありません。なお、「アーキテクト」という役職名での発令等が必要となるものではありません。

4. 自治体間連携による地域課題解決とあるが、複数自治体の共同提案が必須となるのか。

→ 単独自治体による提案、複数自治体の共同提案のいずれも受け付けています。

5. 都道府県と市町村の連名での提案も可能か。

→ 都道府県と市町村の連名や複数の市町村の連名での提案も可能です。

6. 新たな国家戦略特区（地域課題解決連携特区）として、何地域を指定することを見込んでいるのか。また、革新的事業連携型国家戦略特区（デジタル田園健康特区と同じ指定類型）として指定されるのか。

→ 新たな国家戦略特区の指定については、まずは規制・制度改革提案をいただく段階であり、現時点で具体的な指定数や指定方法などを申し上げることは困難ですが、提案内容や規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、今後検討する予定です。

1月18日追加

7. 規制・制度改革提案には大胆さや先進性は求められるのか。

→ 今回の提案募集においては、地域が抱える地域課題の解決に直接的に資する規制・制度改革提案を幅広く募集しており、大胆さや先進性は必ずしも求められるものではありません。

また、募集要項に記載のとおり、法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象となります（ただし、補助金の制度要綱等の財政措置に関しては、原則として対象外です）。

以上